

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【公表番号】特表2013-513652(P2013-513652A)

【公表日】平成25年4月22日(2013.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-019

【出願番号】特願2012-543903(P2012-543903)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/522 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/4402 (2006.01)

A 6 1 P 11/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/522

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 K 31/4402

A 6 1 P 11/14

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月10日(2013.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

咳嗽の治療における組み合わせ調製物としての、テオプロミンおよび抗ヒスタミン剤からなる薬剤。

【請求項2】

抗ヒスタミン剤が、ジフェンヒドラミン、ロラタジン、デスロラタジン、アリメマジン、ジメンヒドリナート、ドキシラミン、メクリジン、クエチアピン、フェキソフェナジン、フェニラミン、セチリジン、プロメタジン、クレマスチン、クロルフェニラミン、デキスクロルフェニラミン、レボセチリジン、ヒドロキシジン、アクリバスチン、シプロヘプタジン、アステミゾール、プロムフェニラミン、デキストロプロムフェニラミン、ミゾラスチン、またはトリプロリジンである、請求項1に記載の薬剤。

【請求項3】

抗ヒスタミン剤が、クロルフェニラミンである、請求項1に記載の薬剤。

【請求項4】

抗ヒスタミン剤が、0.1mg/kg/日~30mg/kg/日の投与量である、請求項1または2に記載の薬剤。

【請求項5】

クロルフェニラミンが、0.1mg/kg/日~30mg/kg/日の投与量である、請求項3に記載の薬剤。

【請求項6】

経口投与用に製造される、請求項1~5のいずれか1項に記載の薬剤。

【請求項7】

錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の薬剤。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の薬剤を含む医薬組成物。

【請求項 9】

1 つ以上の賦形剤、および任意に、甘味剤、矯味剤、着色剤、および / または保存剤のうちの 1 つ以上をさらに含む、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

経口投与用に製造される、請求項 8 または 9 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項 8 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

咳嗽の治療のための医薬品の製造における、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の薬剤または請求項 8 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物の使用。

【請求項 13】

咳嗽の治療のための医薬品の製造における、抗ヒスタミン剤と組み合わせたテオプロミンの使用。

【請求項 14】

抗ヒスタミン剤が、ジフェンヒドラミン、ロラタジン、デスロラタジン、アリメマジン、ジメンヒドリナート、ドキシラミン、メクリジン、クエチアピン、フェキソフェナジン、フェニラミン、セチリジン、プロメタジン、クレマスチン、クロルフェニラミン、デキスクロルフェニラミン、レボセチリジン、ヒドロキシジン、アクリバスチン、シプロヘプタジン、アステミゾール、プロムフェニラミン、デキストロプロムフェニラミン、ミゾラスチン、またはトリプロリジンである、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 15】

抗ヒスタミン剤が、クロルフェニラミンである、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 16】

抗ヒスタミン剤が、 $0.1 \text{ mg} / \text{kg} / \text{日} \sim 30 \text{ mg} / \text{kg} / \text{日}$ の投与量である、請求項 13 または 14 に記載の使用。

【請求項 17】

クロルフェニラミンが、 $0.1 \text{ mg} / \text{kg} / \text{日} \sim 30 \text{ mg} / \text{kg} / \text{日}$ の投与量である、請求項 15 に記載の使用。

【請求項 18】

医薬品が経口投与用に製造される、請求項 13 ~ 17 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 19】

医薬品が、錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項 13 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の使用。